

## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障施策に要する経費の状況

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

岩泉町の令和3年度一般会計決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	125,113 千円
【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障施策に要する経費	1,489,925 千円

### 【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

単位:千円

施策区分	令和3年度一般会計決算のうち社会保障施策に要する経費	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他	引き上げ分の地方消費税	その他
1 総合福祉	36,176	0	0	0	4,516	31,660
2 医 療	405,631	10,730	7,100	43,809	42,938	301,054
3 介護・高齢者福祉	145,847	9,581	0	1,455	16,827	117,984
4 子ども・子育て	519,864	88,597	6,300	18	53,043	371,906
5 障がい者福祉	370,255	279,148	40,800	60	6,272	43,975
6 貧困・格差対策等	12,152	0	0	0	1,517	10,635
計	1,489,925	388,056	54,200	45,342	125,113	877,214

※ 総務省『社会保障施策に要する経費』に関する調査区分により分類しています。